

産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号
八戸通運株式会社
代表取締役 角田 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎

許可の年月日 令和6年2月19日
許可の有効年月日 令和11年2月14日



1. 事業の範囲

| 産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。） | | | | |
|------------------------------|--|---|-----------------------|------|
| 燃え殻 | | ○ | 動物系固形不要物 | × |
| 汚泥 | | ○ | ゴムくず | × |
| 廃油 | | ○ | 金属くず | ○ |
| 廃酸 | | ○ | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ○ |
| 廃アルカリ | | ○ | 鉱さい | ○ |
| 廃プラスチック類 | | ○ | がれき類 | ○ |
| 紙くず | | ○ | 家畜ふん尿 | × |
| 木くず | | ○ | 家畜の死体 | × |
| 繊維くず | | ○ | ばいじん | ○ |
| 動植物性残さ | | × | 政令第2条第13号廃棄物 | × |
| 上記のうち | | | | |
| 自動車等破砕物であるもの | | × | 水銀使用製品産業廃棄物であるもの | ○ |
| 石綿含有産業廃棄物であるもの | | × | 水銀含有ばいじん等であるもの | ※1 ○ |
| 備考 ※1 燃え殻 汚泥 鉱さい ばいじん に限る。 | | | | |

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し
3. 許可の条件
無し
4. 許可の更新又は変更の状況
平成6年2月12日 更新許可
令和6年2月19日 更新許可
令和6年6月27日 書換え（代表者）
5. 積替え許可の有無 有
市名 八戸市 許可番号 12210006509
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有